

外食業の特定技能外国人受入れ例

農林水産省

事業者の概要

【仕出し弁当業者】

- ・ 所在地：東京都
- ・ 従業員数：本社・工場合わせて約500人（うち、外国人は約170名）
- ・ 事業内容：会議用弁当やパーティー用オードブル、出張料理サービスなどの提供などの提供

事業者の取組

- ・ 留学生アルバイトが、引き続き日本で就労することを希望したことを期に、会社としても経験者に残ってもらえるメリットがあることから特定技能制度を活用することを決定。
- ・ 特定技能外国人は社内の雇用基準に則り、「嘱託社員」として雇用。契約は1年毎に更新している。待遇は日本人の「嘱託社員」と同じ給与体系によっている。
- ・ 住居の確保については、国籍に関係なく寮に入居できる（本人負担15,000円/月）
- ・ 登録支援機関は利用しておらず、社内管理部門に特定技能外国人の支援体制を構築し、支援業務を実施している。

事業者の評価

- ・ 会社としても経験豊富な人に引き続き就労してもらうことは大歓迎。
- ・ 2人には、弁当製造ラインのリーダー格としてライン従業員の作業進行管理をしてもらっている。
- ・ アルバイト時代に比べ、さらに責任感をもって仕事に取り組んでもらっており、現場も非常に高く評価している。また、他の留学生アルバイトとの間の通訳業務もしてもらっている。

特定技能外国人の紹介

Gさん（男性・26歳・ベトナム出身・2015年来日）

ベトナムの大学を卒業後来日し、日本語学校（N2取得）を経て、専門学校在学中に現在の受入事業者でアルバイト。卒業を機に特定技能外国人を申請し、2019年11月就労。

Dさん（男性・25歳・ベトナム出身・2015年来日）

ベトナムの高校を卒業後、兵役に就いた後来日し、日本語学校（N3取得）、専門学校在学中に現在の受入事業者でアルバイト。卒業を機に特定技能外国人を申請し、2019年11月就労。



（左）Gさん （右）Dさん



ラインで働くGさん 色付帽子はラインリーダーの証

本人インタビュー

Q 特定技能制度を活用し、日本で引き続き働こうと思った理由

A（2人とも）これまで、ここで留学生アルバイトとして働いており、もっと経験を積みたいと思いました。

Q 仕事について

A（2人とも）アルバイトに比べて責任が大きいが、楽しいです。

Q 将来の夢

A（Gさん）特定技能2号の制度が出来れば、ずっと日本で働きたいです。
（Dさん）ベトナムに帰って、日本での経験を活かし、レストランを開きたいです。

Q 日本の生活で困っていること

A（Gさん）日本人の友人も出来、特に困っていることはありません。